

社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する主要な用語集（案）

（五十音順）

No.	用語	意味
1	アニマルホーダー	動物を集めて劣悪な環境で飼育してしまう人のことを指す。
2	社会福祉法	1952年（昭和26年）に制定された社会福祉の共通的基本事項を定めた法律。制定時は社会福祉事業法と名付けられ、2種類の社会事業について規定している他、地域福祉の推進などについても定めている。2000年（平成12年）に法律名を改正した。
3	介護保険法	2000年（平成12年）に制定された要介護者への介護保険制度とその保険給付等に関する事項を定めた1997年（平成9年）制定の法律。3年ごとに改訂される。
4	地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような、地域の包括的な支援・サービス提供体制を指す。
5	生活困窮者自立支援法	1990年代からの長引く不況等を背景に、生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、2013年（平成25）年成立、2015年（平成27）年から施行された法律。
6	自立支援センター	生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者の一時生活支援施設のこと。
7	生活困窮者	就労が困難で、住む所がない等、生活に困りごとや不安を抱えている人を意味する。
8	社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置された社会福祉法人格の民間団体。各市区町村、都道府県・指定都市に設置・運営されている。地域福祉の推進を図ることを目的に運営されている。
9	生活保護	資産や能力等すべてを活用しても生活に困窮する人に対し、憲法25条の理念と生活保護法に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的扶助制度。
10	ケースワーカー	福祉事務所において、家庭訪問・面接・生活指導などの現業を行う所員を指す。
11	ソーシャルワーカー	非常に広義な意味を持ち、社会福祉事業に係る人の総称、または社会福祉士の資格を有し、福祉関連の相談業務に係る人を指す。
12	ケアマネージャー	介護支援専門員（略称ケアマネ）と呼ばれ、要支援・介護者とその家族からの相談を受けて、介護保険制度の枠組みの中で介護サービス給付計画（ケアプラン）を作成し、行政、関係団体との調整を行う専門家を指す。
13	認知症	認識したり、記憶したり、判断したりする力に障害があり、社会生活に支障をきたす状態のこと（病名ではなく特有の症状を示す状態の総称）。
14	動物由来感染症（人獣共通感染症）	動物から人へ、人から動物へ伝播可能な感染症（人獣共通感染症）は、全ての感染症のうち約半数を占めている。人、動物、環境の衛生に関わる者が連携して取り組むOne Health（ワンヘルス）という考え方が世界的に普及している。

社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する主要な用語集（案）

（五十音順）

No.	用語	意味
15	動物保護シェルター	飼い主のない犬や猫を中心とした動物たちを一時的に収容し、必要であれば医療的なケアを行い、譲渡まで行う施設の総称。
16	第1種動物取扱業者	動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあわせ、譲受飼養を営利目的で行う業を指す。第一種動物取扱業者は、事業所・業種ごとに都道府県知事または政令市の長の登録を受け、動物の管理の方法や飼養施設の規模や構造などの基準を守ることが義務づけられている。
17	第2種動物取扱業者	動物愛護団体の動物シェルター、公園等での非営利の展示などが該当する業。飼養施設を設置している場所ごとに、その所在地の都道府県知事または政令市の長に届け出る必要がある。
18	多頭飼育届出条例	多数の動物を飼養した場合、飼い方によっては動物の健康や安全が損なわれたり、臭いや鳴き声で生活環境の悪化を招く可能性があることから、自治体によっては事態の防止と実態把握、アドバイスや指導のために、自治体ごとに届出制度を設けている。
19	適正飼養	動物福祉の観点から、動物が快適に過ごせるようなスペースや食事等を確保しながら飼育すること。猫は環境衛生等の観点から、室内飼育が推奨されている。
20	終生飼養	動物がその命を終えるまで適切に飼養することを意味する。動物愛護管理法に明示されている。
21	ペットロス	ペットと死別、別離等により発生する精神的・身体的な症状のこと。
22	獣医師会	日本獣医師会は1948年に設立された獣医師の職能団体。獣医学の普及・啓もう活動や、獣医師の研修等の活動を行っている。各都道府県に獣医師会が設置されている。
23	ゴミ屋敷	ゴミや不用品等が処理されずに集積してしまった建物もしくは土地を指す。
24	動物の法律上の地位	日本の民法では、ペットを含む動物についての明文の規定はなく、「この法律において、『物』とは、有体物をいう。」という規定（民法第85条）に従って、ペットは「物」にあたりと解釈されている。そのため、ペットや動物は、民法上、権利義務の帰属主体となることはできない。
25	社会的孤立	人間が社会的に孤立し、居場所がない状態を意味する。高齢者や生活困窮者等が陥りやすいとされる。
26	高齢者虐待防止法	正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」2006年（平成18）4月から施行。本法律では高齢者を「65歳以上」と定義し、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待と②養介護施設従事者による高齢者虐待に分けて、「身体的」、「介護・世話の放棄・放任」、「心理的」、「性的」、「経済的」虐待を防止を目的とする法律。
27	セルフ・ネグレクト	高齢者が通常一人の人として、生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること